

議第五十号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の表八の項中「又は確認書」を削り、「建設業許可証明書等交付手数料」を「建設業許可証明書交付手数料」に改める。

別表第一十八の三の表備考第四号中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同表備考第五号中「、ハ」を「（前号に規定する場合にあっては、ロの区分の欄に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハ」に改め、「共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」の下に「を合計した額」を加える。

別表第一十八の四の表四の項２イ中「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)」に改め、同項２ハ中「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(2)(ii)又は(3)及びロ(2)又は(3)」に改め、同表備考第八号中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同表備考第九号中「、ハ」を「（前号に規定する場合にあっては、ロの区分の欄に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハ」に改め、「共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」の下に「を合計した額」を加え、同表備考第十四号中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同表備考第十五号中「、ハの」を「（前号に規定する場合にあっては、ロの区分の欄（２）に掲げる場合にあっては、ハ又はこの区分の欄）に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及びハの」に改め、「共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」の下に「を合計した額」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- 二 別表第一一の表八の項の改正規定 令和二年四月一日

提案説明

建設業法の一部改正に鑑み、国土交通大臣による建設業の許可を受けている旨の確認書の交付に係る手数料を廃止する等のため、この条例を定めようとする。